

旧耐震用

荒川区木造建物耐震化推進事業 のご案内

木造建物の耐震化を支援します！

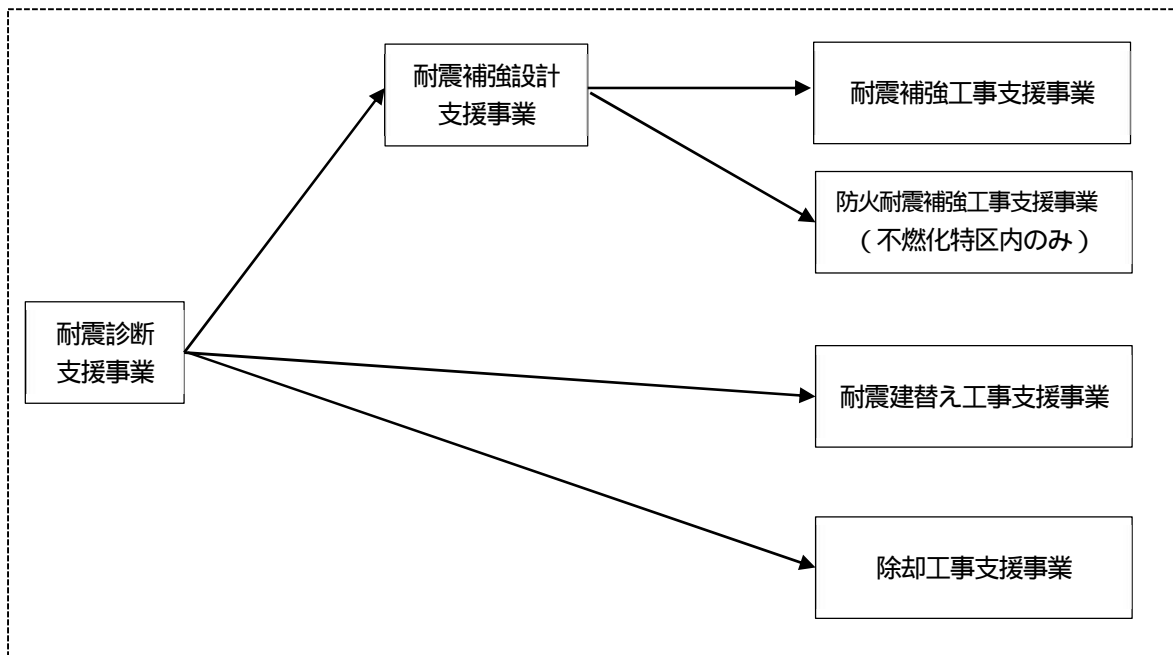
【昭和56年5月31日以前に建築された建物用】



目的

密集した市街地にある木造建物のうち、大規模地震による倒壊等のおそれがある建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援する制度を確立することで、建物の耐震性等の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とします。

事業体系図



耐震診断支援事業

区の耐震診断士（区に登録され、耐震診断、耐震補強設計と耐震化の助言を行う建築士です）が行う耐震診断に要した費用の全部又は一部を補助します。

戸建住宅等 診断費の10/10（限度額30万円）

賃貸アパート 診断費の10/10（限度額50万円）

対象建物は、次のすべてに該当する建物です。

区内にある木造の戸建住宅（店舗等の併用住宅は住宅部分の床面積が延べ面積の1/2以上であること）、賃貸アパートで、現に住民登録がある建物等
昭和56年5月31日以前に建築（新築や増築）された建物

耐震補強設計支援事業

区の耐震診断士が行う耐震補強設計に要した費用の一部（防火性能向上費用を含む）を補助します。

戸建住宅等

設計費の2 / 3（限度額15万円）
貸家は設計費の1 / 2（限度額15万円）

賃貸アパート

設計費の1 / 2（限度額25万円）

対象建物は、次のすべてに該当する建物です。

区の耐震診断支援事業を受けた建物で、耐震診断の結果、構造評点が1.0未満の建物（診断後5年以内）

耐震診断士が耐震補強設計を行った結果、構造評点が1.0以上となる建物
建築基準法その他の関係法令等に違反していない建物。ただし、工事の際に違反が解消される程度あると認められるものを除く。

耐震補強工事支援事業

区内の建設業者が行う耐震補強工事に要した費用の一部を補助します。

戸建住宅等

工事費の4 / 5（限度額180万円）

賃貸アパート

工事費の4 / 5（限度額250万円）

対象建物は、区の耐震補強設計支援事業を受けた建物（診断後5年以内）です。

防火耐震補強工事支援事業

区内の建設業者が行う防火耐震補強工事に要した費用の一部を補助します。

戸建住宅等、賃貸アパート

工事費の9 / 10（限度額500万円）

対象建物は、次のすべてに該当する建物です。

不燃化特区内の建物（P4 図のとおり）

区の耐震補強設計支援事業を受けた建物（診断後5年以内）

開口部のうち延焼のおそれのある部分は防火設備とし、外壁及び軒裏は準耐火構造とする建物

耐震建替え工事支援事業

(建替え後の建物用途により限度額は異なる場合があります。)

耐震建替え工事(既存の建物を除却するとともに、当該建物の敷地に建物を新たに建築する工事)に要した費用の一部を補助します。

戸建住宅等

工事費の4 / 5 (限度額200万円)

賃貸アパート

工事費の4 / 5 (限度額250万円)

対象建物は、次のすべてに該当する建物です。

区の耐震診断支援事業を受けた建物で、耐震診断の結果、構造評点が1.0未満の建物(診断後5年以内)

戸建住宅等・賃貸アパートは、地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けていること。

耐震建替え工事後も耐震建替え工事前の建物所有者が引き続き所有する建物
耐震建替え工事後の建物が、建築基準法その他の関係法令等に適合し、検査済証の交付を受けることができる建物

密集住宅市街地整備促進事業の事業計画で、建替えに伴って拡幅整備を行うものとして位置付けられた、現況幅員が6メートル未満の主要生活道路に接する敷地においては、耐震建替え工事後の建物が当該主要生活道路の道路中心線から3メートル以上後退しているもの。

(補強設計、補強工事、建替え工事支援事業には高齢者世帯優遇制度及び障害者加算制度があります。)

除却工事支援事業

除却工事に要した費用の一部を補助します。

戸建住宅等

工事費の4 / 5 (限度額180万円)

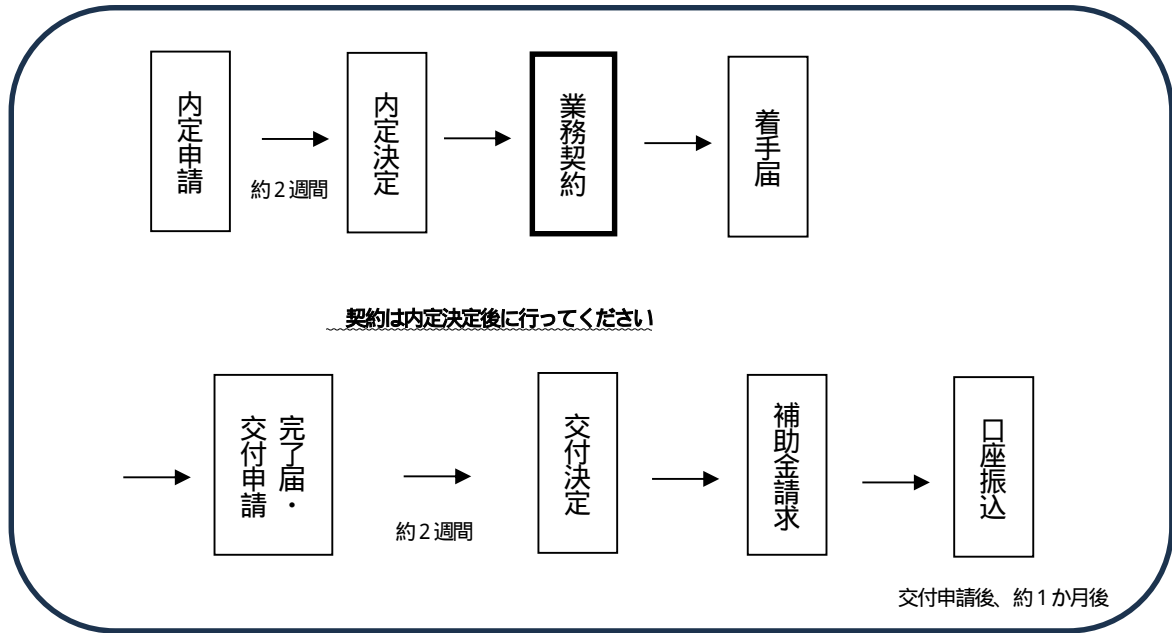
賃貸アパート

工事費の4 / 5 (限度額250万円)

対象建物は、区の耐震診断支援事業を受けた建物で、耐震診断の結果、構造評点が1.0未満の建物(診断後5年以内)です。

家財の処分費は補助対象事業費に含まれません。

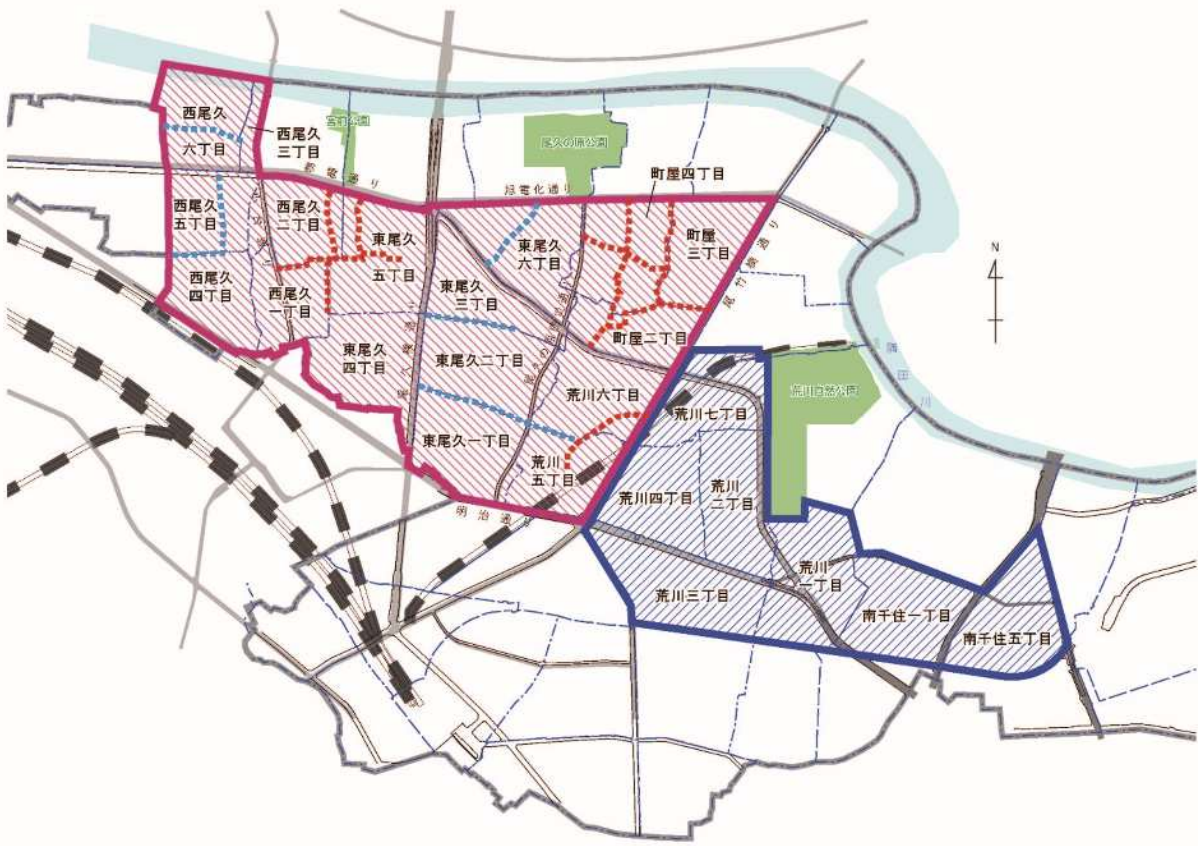
手続きの流れ



補助金の申請を検討される場合は、必ず担当者と事前にご相談ください。
 手続きには余裕をもってご準備ください。

<参考>

荒川区不燃化特区 区域図



添付書類一覧表

申請書等の種類	添付書類の種類
荒川区木造建物耐震診断補助金交付内定申請書	<p>建物の所有権及び建築年月日を証する書類の写し</p> <p>建物に居住している者の住民票(直近のもの)(第4条第1項第1号ア及びイに掲げる建物について申請を行う場合に限る。ただし、当該建物について賃貸借契約が締結されている場合を除く。)</p> <p>不在住証明書等の空き家であることを証する書類の写し(第4条第1項第1号キに掲げる建物について申請を行う場合に限る。)</p> <p>建物賃貸借契約書又は建物賃貸借契約の締結を証する書類の写し(第4条第1項第1号イ及びオに掲げる建物について申請を行う場合に限る。)</p> <p>賃貸借契約確約書、売買契約書その他補助対象建築物を賃借し、又は購入することを証明する書類の写し(第4条第1項第1号キに掲げる建物について申請を行う場合に限る。)</p> <p>住民税納税証明書(直近1年分の納めるべき額をすべて納付していることを確認できるもの)</p> <p>国民健康保険料納付済額証明書(直近1年分の納めるべき額をすべて納付していることを確認できるもの)</p> <p>見積書 診断工程表(概要)</p> <p>代表者承諾書(建物の所有者が複数の場合)</p> <p>地縁団体台帳の写し(申請者が町会の場合)</p> <p>法人現在事項全部証明書(申請者が法人の場合)</p> <p>法人住民税納税証明書(申請者が法人の場合(直近のもの))</p>
荒川区木造建物耐震診断着手届	<p>診断業務委託契約書の写し 診断工程表</p>
荒川区木造建物耐震診断完了届・補助金交付申請書	<p>診断費の領収書又は診断費の精算が証明できる書類の写し</p> <p>診断費の請求書の写し(受領委任の場合)</p> <p>受領委任状(受領委任の場合) 耐震診断報告書</p>
荒川区木造建物耐震化推進事業事業計画(承認・変更)申請書	<p>見積書(年度ごとの支払い額がわかるもの)</p> <p>工程表(年度ごとの出来高がわかるもの)</p>
荒川区木造建物(耐震補強設計・耐震補強工事・耐震建替え工事・防火耐震補強工事・除却工事)補助金交付内定申請書	<p>建物の所有権及び建築年月日を証する書類の写し</p> <p>土地全部事項証明書又は土地の所有権を証する書類の写し(補強設計の場合を除く。)</p> <p>土地の所有者の承諾書(借地の場合)</p> <p>(補強設計の場合を除く。)</p> <p>耐震診断報告書の写し</p> <p>住民票(写)(直近のもの)(第4条第1項第1号ア及びイに掲げる建物について申請を行う場合に限る。ただし、当該建物について賃貸借契約が締結されている場合を除く。)</p> <p>不在住証明書等の空き家であることを証する書類(第4条第1項第1号キに掲げる建物について申請を行う場合に限る。)</p> <p>○身体障害者手帳等の写し(障害者等に該当する場合)</p> <p>建物賃貸借契約書又は建物賃貸借契約の締結を証する書類の写し(第4条第1項第1号イ及びオに掲げる建物について申請を行う場合に限る。)</p> <p>賃貸借契約確約書又は売買契約書その他補助対象建築物を賃借し、又は購入することを証明する書類の写し(第4条第1項第1号キに掲げる建物について申請を行う場合に限る。)</p> <p>住民税納税証明書(直近1年分の納めるべき額をすべて納付していることを確認できるもの)</p> <p>国民健康保険料納付済額証明書(直近1年分の納めるべき額をすべて納付していることを確認できるもの)</p> <p>工事に関する設計図書(案内図、配置図、平面図、立面図、構造図等工事の内容が明示された書類)(耐震建替え工事及び除却工事の場合を除く。)</p> <p>見積書</p> <p>工程表(概要)</p> <p>代表者承諾書(建物の所有者が複数の場合)</p> <p>地縁団体台帳の写し(申請者が町会の場合)</p>

	<p>建物の所有者の承諾書(申請者が町会で、町会が町会事務所を所有していない場合) 法人現在事項全部証明書(写)(申請者が法人の場合) 法人住民税納税証明書(写)(申請者が法人の場合(直近のもの)) 高齢者家賃等助成事業補助金交付決定証明書(高齢者家賃等助成事業に係る建物の場合)</p>
<p>荒川区木造建物(耐震補強設計・耐震補強工事・耐震建替え工事・防火耐震補強工事・除却工事)着手届</p>	<p>契約書の写し 工程表(年度ごとの出来高がわかるもの) 確認済証(建築物)の写し及び確認申請書(建築物)の写し(第一面から第五面まで)(耐震建替え工事の場合) 工事に関する設計図書(案内図、配置図、平面図、立面図等工事の内容が明示された書類)(耐震建替え工事の場合に限る。)</p>
<p>荒川区木造建物耐震化推進事業制度要綱完了届・補助金交付申請書(耐震補強設計・耐震補強工事・耐震建替え工事・防火耐震補強工事・除却工事)</p>	<p>設計費又は工事費の領収書又は設計費又は工事費の精算が証明できる書類の写し 設計費又は工事費の請求書の写し(受領委任の場合) 受領委任状(受領委任の場合) 耐震補強工事に関する設計図書(案内図、配置図、平面図、立面図、構造図、構造図、構造計算書等工事の内容が明示された書類)(補強設計の場合) 工事の状況(着手前・工事中・完了後)が把握できる写真(カラー) 検査済証(建築物)の写し、設計図書(案内図、配置図、平面図、立面図)及び建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類(耐震建替え工事の場合) 建物賃貸借契約書又は建物賃貸借契約の締結を証する書類の写し(高齢者世帯申請の場合)(戸建住宅(貸家)の場合又は賃貸アパートの場合(2戸分)) 住民票(写)(高齢者世帯の場合)</p>

上記添付書類のほか、区長が特に必要と認めるもの。

〔令和8年4月作成〕

問合せ先 荒川区 防災都市づくり部 住まい街づくり課 住宅係
電話 3 8 0 2 - 3 1 1 1 内線 2 8 2 6